

国立公園の普通地域内における事前の環境影響に関する調査について

(「大規模開発に関するミアセス要領」 昭和63年8月15日実施)

国立公園の普通地域内において、大規模な開発行為として行われる行為については、当該行為が自然環境に影響等を与えることとなるため、事前に環境影響の調査をする必要がある。

これらの調査の結果が判明した後、届出内容を認めるか否かの判断を行うものとする。

- 1) 普通地域内で事前調査を行わねばならない行為は、おおむね以下の行為とする。
 - 3ヘクタール以上の面的広がりをもつ建築物を建築するための開発行為（農林漁業のためにするものは除く。）
 - ゴルフ場、スキー場等の大規模開発行為

- 2) この事前の調査をする事項は、原則として、以下の事項とする。ただし、必要な場合は、他の事項を追加することとする。
 - 当該行為地及び当該行為の影響が及ぶ地域の植生等の自然の現況および行為後の状況
 - 当該行為地および当該行為の影響が及ぶ地域の風致景観に与える影響

[他の関係機関で調査したもので、利用できるものがあれば、それで代用可能]